

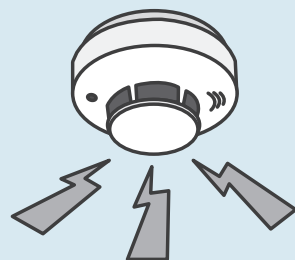
考えよう 防災のこと



【問合せ先】地域安全課消防防災係
(☎ 28-9510)

住宅用火災警報器は大切な家族の命と財産を守ります

冬期間はストーブなどの暖房器具が原因となる火災が増加します。
万が一の火災に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。
※住宅用火災警報器の設置は、消防法により義務付けられています

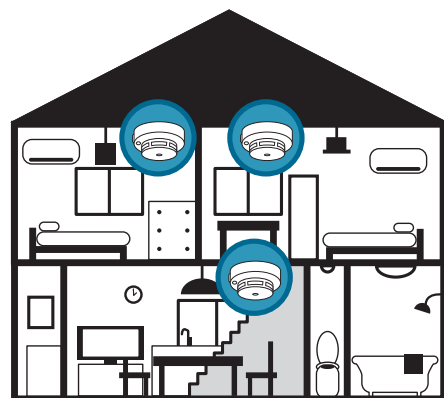


住宅用火災警報器ってなに？

火災により発生する煙や熱をいち早く感知し、音や音声によって警報を発して火災の発生を知らせる装置です。

どこに設置するの？

- ▼必ず設置…全ての**寝室**・寝室が2階以上にある場合は**階段**
- ▼設置を推奨…火を扱う**台所**・在室時間が長い**居室**



どんな種類があるの？

【感知の方法】

- ▼煙式…火災による煙を感知して、火災の発生を知らせます（寝室・階段など）
- ▼熱式…火災による熱を感知して、火災の発生を知らせます（台所など）

【警報の方法】

- ▼単独型…火災を感知した警報器だけが警報を発します
- ▼連動型…火災を感知した警報器だけでなく、連動設定を行っている全ての警報器が火災信号を受け、警報を発します。なお、連動型には、配線式と無線式があります



【煙式】

【熱式】

効果はあるの？

住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少し、効果は抜群です。

- ▼警報器を設置していることで「死者数と焼損面積は半減」「損害額は約4割減」という分析結果が出ています



(出典：総務省消防庁ホームページ)

住宅用火災警報器の取り付けのお手伝いをします

【問合せ先】新発田消防署 (☎22-3701)

住宅用火災警報器を購入しても自分で取り付けることが困難な方は、新発田地域広域消防の職員が無料で取り付けのお手伝いをします。気軽にご相談ください。

なお、住宅用火災警報器は事前に準備しておいてください。

